

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

○後期高齢者の保険料が特別徴収（年金から天引き）されている皆様へ

保険料軽減特例の制度改正の内容については、7月にお送りした保険料額決定通知書にリーフレットを同封しお知らせしたところですが、特別徴収をされている方は、「仮徴収」として4・6・8月の年金振込時に前年度2月と同額をお支払いいただき、10・12・2月は「本徴収」として残りの保険料額を分割してお支払いいただくことになっております。このため、制度改正の影響は10月のお支払いから反映されることとなり、8月までと10月からお支払いいただく額が異なることとなります。

このような制度になっているのは、算定した保険料を間違いなく徴収するための事務処理に必要なお時間をいただくためです。このため、お支払いいただく額が平準化されず、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

○保険料の納付方法について

保険料は基本的に年金からの天引きですが、75歳の到達年度や所得によっては納付書でのお支払いとなります。納め忘れを防ぐためにも便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は税務住民課または金融機関で随時受付しております。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループ（☎0175-27-2111）までお問い合わせください。

○医療費通知をお送りします

医療費の実情や健康に対する認識を深めていただくため、後期高齢者医療に加入されている方々へ、11月に医療費通知をお送りします。

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりましたが、確定申告に対応するためには大規模なシステム改修が必要となり、準備が整わないことから、今回発送する医療費通知は確定申告の書類としては活用できません。

お手数ですが、来年の確定申告の際には従来どおり、別途、医療機関が発行する領収書をご準備くださるようお願いいたします。

問合わせ先：青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の皆様へ

○健康診査を受けましょう

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

集団健診は、11/17（金）11/19（日）2/2（金）2/4（日）保健福祉センターで朝7時から、個人健診は、3月末まで東通村診療所で予約制で受けることができます。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループ（☎0175-27-2111）までお問い合わせください。

東通村広葉樹林の育み環境保全事業について

東通村では、広葉樹林の持つ多面的機能が持続的に発揮できる森林整備や土砂流出防止等災害に強い森林整備を推進するため、広葉樹林の造成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

☆事業の種類

○環境整備費：作業路整備費、地拵・整地等、下刈り・枝払い等の燃料費

○資材費：機械・器具、苗木購入費

○資材等運搬費：運搬費（作業用資材等の運搬経費）

☆【補助額】170,000円 以内

☆補助対象者

○村内に森林を有し、広葉樹林の造成に係る苗木の植栽及び管理に要する事業を主催する村内の地域団体。

☆申請方法等

○申請の希望がある団体は、補助希望状況を把握する必要がありますので、平成29年12月末日までに東通村役場つくり育てる農林水産課までご連絡ください。

<問合せ先> つくり育てる農林水産課 農林振興グループ（松木） ☎27-2111